

目黒区建築物浸水予防対策指導要綱

建築物の浸水予防対策について

近年、局所的な集中豪雨が頻発し、建築物の地下空間の居室や駐車場としての利用の増加に伴い、地下室等への浸水被害が多く発生しています。平成25年7月23日の大雨では、最大時間雨量100mmを記録し、旧河川に面する敷地の一部では、一定程度の浸水対策を施していたにもかかわらず浸水被害が発生しました。そのようなことから、場合によっては、地下空間の計画そのものを見直すこともお考えください。

目黒区では、浸水被害を未然に防ぎ、建築物の安全と衛生を確保することを目的として、平成23年4月に「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」を定めました。

この要綱では、対象建築物（建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物）を建築計画する際、建築主、設計者、施工者に浸水予防の対策を検討していただき、「浸水予防対策検討結果報告書」（下表）の提出をお願いしています。

なお、報告書の提出は、建築確認済証の受領時までには都市整備部建築課までお願いします。

浸水予防対策検討結果報告書

年 月 日

目黒区長 あて

みほん

(建築主)住所

氏名

電話 ()

(法人の場合は、その事業所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

建築場所 目黒区 丁目 番 号(地番)

建築基準法第6条の規定による 年 月 日受付番号第 号で受理
した建築計画について、目黒区建築物浸水予防対策指導要綱第5条の浸水予防対策として下記のと
おり報告します。

記

浸水対策実施概要

上記浸水対策で十分と思える理由

- ※ 確認済証受領時までには提出し、建築確認申請書類(正、副)に添付して下さい。
- ※ 建売住宅等で所有者が変更になる際にも説明して下さい。
- ※ 排水設備工事の着手前に東京と下水道局南部下水道事務所へ排水設備計画の届出が必要になります。

地下を有する建築物を計画する方へ

目黒区では、平成23年5月1日より「目黒区建築物浸水予防対策指導要綱」が施行されました。

この要綱は、地下空間のある建築物を建築する場合、計画の段階で浸水対策を講じていただき、その内容を目黒区に報告して頂く制度です。

手続きの流れは下図のとおりです。

